

ライフステージに応じた経済的支援制度の見える化実施業務委託仕様書（案）

1 目的

高校生や大学生等の若年世代（以下「若年世代」という。）を対象に、子育てのポジティブなイメージの浸透を図ることに加え、子育て当事者にも支援制度の周知を図るため、若年世代を中心に、子育て施策に関するライフステージに応じた経済的支援制度の見える化を実施する。

2 委託業務名

ライフステージに応じた経済的支援制度の見える化実施業務

3 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。なおグループ企業体で応募する場合には、次の受託者代表業務も行うこと。

- (1) 業務の目的達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県健康福祉局子供未来応援課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業との密接な連絡・調整を行うこと。
- (2) 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- (3) 他の構成企業の担当分も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

4 業務の内容等

(1) 特設サイト制作

ライフステージに応じた経済的支援制度[※]について、若年世代や子育て当事者にとって理解しやすい内容で、見やすいデザインの特設サイトを構築。

※ライフステージに応じた経済的支援制度について

支援制度の内容については、次の資料のP25を参考に、妊娠・出産・子供・子育て・教育に関するものとする。なお、P25の内容をすべて含めなければならないものではなく、これ以外の制度を含めることを妨げるものでもない。

【参照：広島県少子化対策・子育て支援に関する調査結果（本県HP）】P25

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/577239.pdf>

(2) 特設サイトの保守運營業務（サーバー・ドメインの更新）

サーバー等については県と調整すること。

(3) WEB広告・効果測定

ア クリエイティブ案、ターゲティング案実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、CV数、CV率、CV単価）等を提案し、実施すること。

イ セグメンテーションとターゲティングを設定し、県内全域で実施すること。

ウ ターゲットが上記特設サイトを閲覧したくなるようなクリエイティブ、メッセージ及びコピーを提案すること。

エ 広告配信期間については、県と協議のうえ決定すること。

オ 成果目標：上記特設サイトへの流入数 10,000 以上（契約期間中）

カ 成果目標の達成状況等について、クリック単価、コンバージョン単価等を分析しながら、定期的かつ県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じて、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

5 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日とする。

6 成果品等

(1) 成果品の提出

業務終了後、実施状況等に係る実績報告書を作成し、データで県へ提出するものとする。また、制作した成果品等も合わせて提出するものとする。

(2) 成果品の帰属

ア 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

イ 受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

7 秘密保持

(1) 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(2) 受託者は、本業務で知り得た県、参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護及び情報セキュリティ

(1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

(2) 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

9 業務に関する留意事項

(1) 受託者は、デザインなど本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。

(2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。

- (4) 受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。
- (5) 広告について、ブランクリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。
- (6) 広告について、不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。
- (7) 広告について、その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」、「アトフラウド」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、広島県と受託者とが協議して定めるものとする。